

砥部町開発行為等における公共下水道管渠布設要綱

平成20年2月14日

砥部町告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、事業計画区域等において行われる開発行為等における下水道管渠への接続及び下水道管渠の布設に関し、下水道事業者の責務及び開発行為等の責務について必要な事項を定めることにより、下水道の整備促進及び円滑な開発行為等の施工を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する行為及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する指定道路を築造する行為をいう。ただし、開発行為又は開発行為に関する工事により新たに公共施設の用に供する土地が生じない開発行為を除く。
- (2) 事業計画区域等 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域及び下水道管渠が布設された道路に隣接する区域をいう。
- (3) 下水道事業者 法第3条に規定する公共下水道の管理者をいう。
- (4) 開発行為者 開発行為等を行おうとする者をいう。

(下水道管渠への接続)

第3条 下水道管渠への接続は、次の各号のすべてに該当する場合、これを認めるものとする。

- (1) 開発行為等の目的から生じる汚水を下水道へ排除するに当たり、汚水量の増加が流入下流管渠の流下能力及び処理場の処理能力に支障がないこと。
- (2) 自然流下により、汚水の排除が可能なこと。
- (3) 開発行為等の区域が下水道事業者の施工した下水道管渠の布設された道路に隣接すること。ただし、開発行為者において下水道事業者が施工した下水道管渠まで接続する場合を除く。

(開発行為等の区域内の下水道管渠の布設者)

第4条 下水道管渠の布設は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画区域等における開発行為等の区域内の下水道管渠の布設は、開発行為者が施工するものとする。
- (2) 前号の開発行為者における下水道管渠の布設は、開発行為等とあわせて施工するものとする。

(下水道管渠の施工者)

第5条 この告示に基づく下水道管渠の施工を行うことができる者は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定に基づく土木施工管理技士又は管工事施工管理技士若しくは日本下水道事業団法施行令(昭和47年政令第286号)第4条第1項に規定する第二種技術検定に合格した者とする。

(下水道事業者の責務)

第6条 下水道事業者は、開発行為等に関する事前協議があった場合は、砥部町開発指導要綱(平成17年砥部町告示第45号)に係る技術基準に基づく指導のほか、次の事項についての責務を負う。

- (1) 下水道管渠の布設者となるべき者の説明
- (2) 下水道管渠の施工者となり得る者の説明
- (3) 既事業計画区域及び事業計画変更の予定区域並びに予定時期の説明
- (4) 法第9条第1項に規定する供用開始の予定時期の説明
- (5) 既設下水道管渠及び詳細設計済下水道管渠の情報提供
- (6) 開発行為者自らが下水道管渠の詳細設計を行うに当たっての前程条件の協議
- (7) 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成22年砥部町条例第21号)第3条に規定する受益者負担金の額の説明及び受益者負担金を納付することとなる者の協議

(開発行為者の責務)

第7条 開発行為者は、砥部町開発指導要綱に従い開発行為を行うほか、次の事項についての責務を負う。

- (1) 開発行為者自らが布設した下水道管渠について、供用開始の日まで善良な維持管理に努めること。

(2) 供用開始に先立つ下水道事業者の確認において支障があることが明らかとなった場合は、開発行為者において補修を行うこと。

(3) 開発行為等により受益者となる者に受益者負担金を負担させる場合、受益者となる者に対し受益者負担金の主旨について、開発行為者自らがあらかじめ説明し下水道事業者へ確認するよう指導すること。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月15日告示第9号）

この告示は、公表の日から施行する。